

会員各位

自治会・回覧

2010年10月18日
桜台自治会
生活・環境部

迷惑駐車はやめましょう！

迷惑駐車は救急車・消防車・パトカーなど緊急車両の通行を妨げます。

また、道路の見通しを悪くし交通事故の原因となります。

迷惑駐車はやめましょう！

□ 迷惑駐車は罰則が発生します

先般実施しましたアンケート内容には、“道路交通法”、“車庫法”に抵触するものがみうけられます。
以下にその概要を示します。

※ アンケート結果は裏面を参照ください。



道路交通法違反

禁止事項	罰則
駐車場（車庫）の出入り口から3 m 以内は駐車禁止（道路交通法45条1項1号）	15万円以下の罰金（119条の3）
右側の道路上に3.5 m 以上の余地のない場合は駐車禁止です（同法45条2項）	15万円以下の罰金（罰則119条の3）

市原市・市原警察署
市原市交通安全対策推進協議会
市原地域交通安全活動推進委員協議会

車庫法違反

禁止行為	罰則
道路を自動車の保管場所にする事	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
道路上に継続して12時間以上駐車すること	20万円以下の罰金
道路上に夜間8時間以上駐車すること	20万円以下の罰金

□ 迷惑駐車にはステッカーを貼らせて頂きます

今後実施予定の迷惑駐車のパトロールにおいて、2回以上、違法駐車監視に抵触した車は、違反常習車とみなし、ステッカーを貼らせて頂きます。

[例]

駐車違反

とちぎ300
●●●-23

駐車違反時間帯

9月25日未明から

9月26日8時確認

*繰り返し違反駐車しないよう願います。
でなければ、警察へ通報致します。

市原市桜台自治会

迷惑駐車アンケート結果

2010年8月31日

NO	意見、要望、悩み、対策案等
1	三叉路近傍に夜間駐車が常習化(本人は開き直っている)。通行時の悪影響大。自治会全体で、パトロール以外に有効な対策は無いのか？
2	交差点近傍に夜間駐車が常習化(本人は開き直っている)。通行時の悪影響大。
3	長時間の路上駐車は法令違反であることを桜台の住民のみなさんは肝に命ずべきと思います。長年自治会が取り組んできた課題ですが、実効があがっていません。
4	この問題を深く話し合い、一步一步進展ある具体的解決策をたてること。勿論住民の法令を遵守しなければいけないという意識を高揚させること等問題が多くあります。
5	これができなければ、「安心・安全」を標榜する桜台はできません。
6	向かい合わせの住宅で、お互いに駐車し、通行の支障となることが再々ある。自宅駐車場に速やかに入れて欲しい。
7	一時期、路上駐車の車に自治会の迷惑駐車ステッカーを貼った事があるが、検討してみたらどうか。
8	路上駐車の実態調査、日中、夜間 → 防犯パトロール隊へ依頼する
9	生活環境部としても、参加可能な方は、一緒に調査する。
10	
11	桜台非居住者の一時的駐車は容認する。(帰省や親の世話、友人・知人など) 居住者で法定の車庫を有しない、2・3台の路上駐車は車庫法に基づき遵守を促す。
12	問題ないと思う。夏休み、子供・孫が遊びに来る時の駐車は、ある程度しょうがない。
13	3丁目 29~30通り夜間駐車あり。
14	徹底排除のみ
15	車庫前に駐車され困っている。何度か注意したが、来客のため効果なし。
16	警察に連絡して欲しい。